

現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金の拡充について

1 目的

電力・ガス・燃料等の価格高騰が続く中、区内中小企業の支援を強化するため、現下の経済変動に対応するための経営相談支援補助金の申請期間を延長するとともに、同補助金を活用する事業者に対して、電力・ガス・燃料等に係る経費に対する補助を新設する。

2 対象

中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業者又は法人事業者）

※中小企業と同規模の特定非営利活動法人及び一般社団・財団法人等を含む。

3 補助対象経費

(1) 経営相談支援補助

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発生した以下のいずれかに該当する経費（顧問契約に基づく相談を除く。）

ア 事業再興に向けた事業計画、販促計画等の策定に係る経費

イ 各種補助金・給付金（文京区実施の補助金は除く。）の申請代行に係る経費

ウ 事業再興やインボイス対応と関連した経営改善のための経営相談に係る経費

※ 活用の対象となる専門家

行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、民間コンサルタント等

(2) 電力・ガス・燃料等支援補助（新設）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発生した電力・ガス・燃料等に係る経費（(1)の補助金を活用した場合に限る。）

4 補助額

(1) 経営相談支援補助

3(1)アからウまでの合計額とし、10万円を上限とする。

(2) 電力・ガス・燃料等支援補助

電力・ガス・燃料等に係る経費の40%とし、10万円を上限とする。

※ 申請は1事業者1回のみとする。

5 申請期間（延長）

従 前 令和4年12月28日まで

延長後 令和5年 3月31日まで